

練馬区福祉のまちづくり推進条例（骨子案）

練 馬 区

■目次構成

1	総則	1
1-1	目的	
1-2	定義	
1-3	基本理念	
1-4	区の責務	
1-5	事業者の責務	
1-6	区民等の責務	
1-7	連携および協力	
2	推進計画および基本的施策	2
2-1	福祉のまちづくりの推進に関する計画	
2-2	啓発および学習の支援	
2-3	情報の共有	
2-4	地区における「一体的な整備」の支援	
2-5	調査および研究	
3	整備基準	3
3-I	整備基準	
3-I-1	公共的建築物整備基準	
3-I-2	公共施設等整備基準	
3-I-3	一体的な整備	
3-II	車両、住宅等	
3-II-1	車両等の整備および維持管理	
3-II-2	公共工作物の整備および維持管理	
3-II-3	住宅の供給	
3-II-4	集合住宅の供給および維持管理	
4	公共的建築物および公共施設等の手続	4
4-I	公共的建築物の手続	
4-I-1	協議申請	
4-I-2	既存部分に係る助言または指導	
4-I-3	協力	
4-I-4	協議終了通知	
4-I-5	法令申請等	
4-I-6	変更の届出	
4-I-7	完了検査	
4-I-8	公表	

4-Ⅱ	公共施設等の手続	
4-Ⅱ-1	届出	
4-Ⅱ-2	完了の届出	
4-Ⅱ-3	公表	
4-Ⅲ	意見聴取	
4-Ⅲ-1	区の施設における区民等の意見聴取	
5	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定める委任事項	7
5-1	対象となる建築物の用途と規模	
5-2	建築物移動等円滑化基準の付加	
6	基本構想の提案手続	9
6-1	支援	
6-2	説明会	
6-3	基本構想の提案	
6-4	素案の公表および意見の聴取	
6-5	提案の採用の判断	
7	補則	11
7-1	適用除外	
7-2	先導的役割	
7-3	整備水準証	
7-4	報告	
7-5	立入検査等	
7-6	勧告	
7-7	公表	
7-8	報告書	
7-9	委任	

参考資料1

参考資料2

1 総則

1-1 目的

この条例は、練馬区の福祉のまちづくりの推進について、基本理念、推進計画、整備基準および手続その他の事項を定めることにより、だれもが等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

1-2 定義

この条例において、つぎの①から⑥に掲げる用語の定義は、当該①から⑥に定めるところによる。

- ①「福祉のまちづくり」 だれもが安全かつ円滑に利用できるように、利用者本位の考え方にたって公共的建築物および公共施設等の整備その他の必要な措置を講じることにより、安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を図ることをいう。
- ②「公共的建築物」 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅その他多数の者が利用する建築物で規則で定めるものをいう。
- ③「路外駐車場」 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、建築物以外のものをいう。
- ④「公共施設」 道路、公園、公共交通施設で規則で定めるものをいう。
- ⑤「公共施設等」 ③に規定する路外駐車場および④で規定する公共施設をいう。
- ⑥「指定施設」 法第2条第18号で規定する建築物特定施設その他規則で定める施設等をいう。

1-3 基本理念

区、事業者、区民等が、共通の認識に立ち、福祉のまちづくりが総合的に推進されるよう、以下の基本理念を定める。

- (1) 福祉のまちづくりは、多様な人々の状況を共感的に理解し、意見を反映させるよう取り組まなければならない。
- (2) 福祉のまちづくりは、区、事業者、区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進されなければならない。
- (3) 福祉のまちづくりは、持続的・段階的な取組により着実な実施を図り、継続的に発展させなければならない。

練馬区は、平成18年に福祉のまちづくり総合計画を策定しました。この計画は、すべての区民が、基本的な権利を尊重され、地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現を目指しています。

この計画の実施に当たっては、「利用者の立場で考える(共感)」「区民と協働で取り組む(協働)」「着実な実施と継続的な発展(推進)」の3つを基本姿勢として推進してきました。

1-4 区の責務

- (1) 区は、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施するとともに、区民等による福祉のまちづくりの推進に対する支援を行うよう努めなければならない。
- (2) 区は、自ら所有または管理する施設についてだれもが安全かつ円滑に利用できるように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

1-5 事業者の責務

- (1) 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、自ら所有するまたは管理する施設についてだれもが安全かつ円滑に利用できるように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

1-6 区民等の責務

- (1) 区民等は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- (2) 区民等は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (3) 区民等は、整備された施設の利用の妨げとなる行為をしないよう努めなければならない。

1-7 連携および協力

区、事業者、区民等は、相互に連携、協力して福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 推進計画および基本的施策

2-1 福祉のまちづくりの推進に関する計画

- (1) 区長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、1-3で定める基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- (2) 推進計画には、つぎに掲げる事項について定めるものとする。
 - ①福祉のまちづくりに関する目標
 - ②区民等、事業者および区が連携、協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
 - ③①、②に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
- (3) 区長は、推進計画の策定または変更に当たっては、区民等の意見を聴くため必要な措置を講じるものとする。
- (4) 区長は、推進計画を策定または変更したときは、これを公表しなければならない。

2-2 啓発および学習の支援

- (1) 区長は、人々の多様な状況についての理解を深めるため、多様な人々の交流の機会を設けるよう努めるものとする。
- (2) 区長は、区民等および事業者が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的な活動を促進するために、啓発および学習の支援に努めるものとする。

2-3 情報の共有

- (1) 区長は、この条例に基づいて行う福祉のまちづくりに関する状況について公表し、区民等および事業者と情報の共有のために必要な施策を推進するものとする。
- (2) 区民等および事業者は、(1)に定める情報の共有のための必要な施策について協力するよう努めなければならない。
- (3) 区、区民等および事業者は、福祉のまちづくりに関する情報の提供に当たっては、誰もが容易に理解できるように配慮するとともに、当該情報の適切な管理に努めなければならない。

2-4 地区における「一体的な整備」の支援

区長は、地区において一体的な整備を進めようとする区民等および事業者に対し、必要な技術的支援を行うことができる。

生活空間全体を面としてとらえた「一体的な整備」が重要です。この場合、行政だけで整備をすすめることは困難であり、民間事業者や住民の方々と連携する必要があります。

そこで、主体的に「一体的な整備」をすすめようとする区民等や事業者等に対し、多様なニーズを踏まえた整備となるよう、技術的な支援を行うこととします。その際には、既存の事業や制度の活用を図り、区民等、事業者等と区の連携によるまちづくりをすすめていくこととします。

2-5 調査および研究

区長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な調査および研究を実施し、継続的に発展させるものとする。

3 整備基準

3-1 整備基準

3-1-1 公共的建築物整備基準

区長は、公共的建築物の指定施設に関し、公共的建築物の種類および規模に応じて整備に関する基準（以下「公共的建築物整備基準」という。）を規則で定める。

3-1-2 公共施設等整備基準

区長は、公共施設等の指定施設に関し、公共施設等の種類に応じて整備に関する基準（以下「公共施設等整備基準」という。）を規則で定める。

3-1-3 一体的な整備

事業者は、だれもが円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の事業者との連携を図り、自ら整備し、または所有し、もしくは管理する公共的建築物または公共施設等とその周辺の公共的建築物および公共施設等を一体的に整備するよう努めなければならない。

公共的建築物整備基準および公共施設等整備基準は、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年条例第33号改正平成21年条例32号）における整備基準および練馬区福祉のまちづくり整備要綱（平成5年4月施行）における整備基準を踏まえて定めます。

3-Ⅱ 車両、住宅等

3-Ⅱ-1 車両等の整備および維持管理

車両等（旅客の運送の用に供するものに限る）を所有し、または管理する者は、当該車両等について、だれもが安全かつ円滑に利用できるようにするための整備と維持管理に努めなければならない。

3-Ⅱ-2 公共工作物の整備および維持管理

案内標識、路線バスの停留所、公衆電話所その他公共の用に供する工作物（以下「公共工作物」という。）を所有し、または管理する者は、当該公共工作物について、だれもが安全かつ円滑に利用できるようにするための整備と維持管理に努めなければならない。

3-Ⅱ-3 住宅の供給

住宅を供給する者は、当該住宅について、だれもが安全かつ円滑に利用できるよう供給するよう努めなければならない。

3-Ⅱ-4 集合住宅の供給および維持管理

共同住宅、長屋、寄宿舎、寮（以下「集合住宅」という。）を供給し、または管理する者は、当該集合住宅について、公共的建築物整備基準に基づき供給するよう努め、適正な維持管理を行うよう努めなければならない。

4 公共的建築物および公共施設等の手続

4-I 公共的建築物の手続

4-I-1 協議申請

（1）事業者は、公共的建築物で規則に定める用途および規模のもの（以下、「協議対象公共的建築物」という。）の整備（建築物の増築または用途変更により協議対象公共的建築物となる場合も含む）を行おうとするときは、つぎに定める書面により区長に申請し、当該協議対象公共的建築物の整備について協議しなければならない。 参考資料1

ア) 協議申請書

イ) 設計図書

ウ) 公共的建築物整備基準対応書

エ) 公共的建築物整備基準配慮書

オ) 公共的建築物整備基準配慮書の概要

- カ) その他区長が必要と認める書類
- (2) 事業者は、(1) に規定する協議申請に当たっては、**3-I-1** で定める公共的建築物整備基準に基づいて行うよう努めなければならない。
- (3) 区長は、(1) エ) に規定する公共的建築物整備基準配慮書の作成の指針となる配慮指針を別途定めるものとする。

だれもが安全かつ円滑に利用できるように整備するためには、数値等の適用を求める整備基準だけでなく、事業者や設計者が整備にあたっての「考え方」を理解し、施設の状況に応じて、その「考え方」を具体化した配慮を行うことが必要です。そこで、区民懇談会の提案（「17の原則」）および「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という都市や生活環境を利用者本位で設計する考え方である「ユニバーサルデザインの7原則」を参考として、柔軟で選択性のある配慮指針を別に定めます。

4-I-2 既存部分に係る助言または指導

区長は、事業者が行う**4-I-1** に規定する申請が建築物の増築もしくは建築物の部分の用途の変更である場合において、当該建築物で**4-I-1** に規定する協議の対象とならない建築物の部分に存する指定施設について、必要と認めるときは、**3-I-1** で定める公共的建築物整備基準に照らし助言または指導を行うことができる。

4-I-3 協力

事業者は、**4-I-1** (3)、**4-I-2** に規定する助言または指導があったときは、当該助言または指導を踏まえ、適切な整備に努めなければならない。

4-I-4 協議終了通知

区長は、**4-I-1** に規定する協議が終了したときは、協議が終了した旨を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を作成し、事業者に通知しなければならない。

4-I-5 法令申請等

事業者は、**4-I-4** に規定する協議終了通知を受領した後、法令に規定する手続を行うものとする。

4-I-6 変更の届出

4-I-1 で規定する協議申請書を提出した者は、当該申請書の内容の変更（規則で定める軽微な変更は除く。）をするとき、区長に届け出なければならない。

4-I-7 完了検査

事業者は、公共的建築物に係る事業を終了したときは、規則で定めるところにより事業を完了した旨を区長に届け出るとともに、完了の検査を受けなければならない。

4-I-8 公表

区長は、福祉のまちづくりの観点からだれもが安全かつ円滑に公共的建築物の利用が図られるよう、4-I-1(1)で定める公共的建築物整備基準配慮書の概要を公表することができる。

4-II 公共施設等の手続

4-II-1 届出

(1) 事業者は、公共施設等で規則で定める種類および規模のもの（以下「協議対象公共施設等」という。）の整備を行おうとするときは、つぎに定める書面により区長に届け出なければならない。参考資料2

ア) 届出書

イ) 整備計画書

ウ) 公共施設等整備基準対応書

エ) 公共施設等整備基準配慮書

オ) 公共施設等整備基準配慮書の概要

カ) その他区長が必要と認める書類

(2) 事業者は、(1)に規定する届出に当たっては、3-I-2で定める公共施設等整備基準を遵守しなければならない。

(3) 区長は、(1)エ)に規定する公共施設等整備基準配慮書の作成の指針となる配慮指針を別途定めるものとする。

4-II-2 完了の届出

事業者は、当該公共施設等に係る事業を終了したときは、規則で定めるところにより事業を完了した旨を区長に届け出なければならない。

4-II-3 公表

区長は、福祉のまちづくりの観点から誰もが安全かつ円滑に公共施設等の利用が図られるよう、4-II-1(1)で定める公共施設等整備基準配慮書の概要を公表することができる。

4-III 意見聴取

4-III-1 区の施設における区民等の意見聴取

区長は、一定規模以上の区立建築物を新たに建築し、または区立公園を新たに整備するに当たっては、区民等の意見を聴く機会を設けるものとする。

一定規模以上の区立施設または区立公園を新たに整備するに当たっては、あらかじめ福祉のまちづくりの観点から区民等の意見を聴く機会を設ける制度を定めます。

これは、だれもが使いやすい施設整備を行うために、設計の段階から高齢者、障害者等の意見を踏まえ、個々の建物に合った整備を行うものです。

そのため、学識経験者や高齢者、障害者、子育て中の方などで構成する組織等を設け、だれもが使いやすい施設整備について意見を聴取するものとします。

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定める委任事項

法第14条第3項で地方公共団体の条例に委任している「特別特定建築物に追加する特定建築物」、「規模を引き下げる特別特定建築物」、「付加する建築物移動等円滑化基準」について定めます。東京都は、法14条第3項の規定により、東京都建築物バリアフリー条例（「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」）で、下記の用途と規模の対象となる建築物を建築する際に（これらの用途に変更する場合も含む）移動等円滑化基準の適合を義務付けています。

5-1 対象となる建築物の用途と規模

住宅都市という特性を踏まえ、地域生活に密着した用途である特別特定建築物（条例で追加する特定建築物を含む）について、東京都建築物バリアフリー条例より床面積の規模を引き下げます。

適合義務の対象用途	対象規模（床面積の合計）
<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） ・集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）または公会堂 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの ・博物館、美術館または図書館 ・車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの ・公衆便所 	全ての規模
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。） ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・飲食店 ・郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 	200㎡以上 *1
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 	500㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館または演芸場 ・集会場（すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。） ・展示場 ・ホテルまたは旅館 ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場 ・公衆浴場 ・料理店 	1,000㎡以上
<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅 	1,000㎡以上 *2
<ul style="list-style-type: none"> ・公共用歩廊 ・複合建築物 	2,000㎡以上

*1 200㎡以上500㎡未満のものに適用される整備基準は限定されます。

*2 1,000㎡以上2,000㎡未満のものに適用される整備基準は限定されます。

5-2 建築物移動等円滑化基準の付加

東京都建築物バリアフリー条例で付加している建築物移動等円滑化基準のほか、主に以下の建築物移動等円滑化基準を付加します。なお、建築物の用途や規模に応じて、適用する基準は異なります。

廊下等	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する。
*3 便所	段差を設けない。
	1以上の大便器を腰掛便座とする。
	1以上の大便器のある便房に手すりを設置する。
	フィッティングボードその他の立って着替えを行うことができる設備を設置する。*4
介護用ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設置する。*5	
敷地内通路	安全に歩行するために必要な高さ・空間を確保する。
移動等円滑化経路等	エレベーターのかご等の出入口にガラス窓を設置する。
	敷地内通路に排水溝、集水ますを設けない。

*3 共同住宅は適用外

*4 下記の表の用途のうち2,000㎡以上の規模のものが適用

*5 下記の表の用途のうち5,000㎡以上の規模のものが適用

幼稚園
病院または診療所
劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会場または公会堂
展示場
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテルまたは旅館
保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設または遊技場
博物館、美術館または図書館
飲食店
郵便局または理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗

6 基本構想の提案手続き

6-1 支援

区長は、法第 27 条第 1 項に規定する基本構想の素案を作成しようとする者（以下「提案者」という。）に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

6-2 説明会

提案者は、基本構想の素案の作成に当たっては、当該素案に係る区域内に存する住民、地権者等、事業者および利用者を対象として説明会を開催し、意見を聴くものとする。

6-3 基本構想の提案

提案者は、基本構想の作成または変更の提案に当たっては、法第 27 条第 1 項に規定する当該提案に係る基本構想の素案のほか、つぎに掲げる事項を文書により区長に提出するものとする。

- ①説明会の開催状況および聴取した意見報告書
- ②聴取した意見に対する見解書
- ③提案者の氏名等
- ④その他規則に定める事項

6-4 素案の公表および意見の聴取

区長は、6-3に規定する基本構想の提案について、必要があると認めるときは、当該素案を公表し、当該提案に係る区域内に存する住民、地権者等、事業者および利用者の意見を聴くことができる。

6-5 提案の採用の判断

区長は、6-5に規定する基本構想の提案について、以下に掲げる事項に基づき基本構想の作成または変更の判断を行うものとする。

- ①法第 3 条に規定する基本方針に即していること。
- ②提案の内容について、合理的根拠があること。
- ③提案に係る区域について、合理的根拠があること。
- ④提案の内容が、この条例に定める基本理念および整備基準に整合していること。
- ⑤提案の内容が、法令に適合していること。
- ⑥その他、提案の内容が、区が定める条例、要綱、計画等規則に定める事項と整合していること。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ～抜粋～

第 27 条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

①施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者

②高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 補則

7-1 適用除外

国、都、その他規則で定める公共団体（以下「国等」という。）および区が行う公共施設等の整備については、この条例4-IIの規定は適用しない。

7-2 先導的役割

- (1) 区は、自ら建築する公共的建築物もしくは自ら整備する公共施設等については、率先して、公共的建築物整備基準、または公共施設等整備基準への適合を図るものとする。
- (2) 区長は、国等に対し、これらが建築する公共的建築物もしくは設置する公共施設等について、公共的建築物整備基準、または公共施設等整備基準への適合に率先して努めるよう要請する。

7-3 整備水準証

区長は、公共的建築物が公共的建築物整備基準に適合または配慮していると認めるときは、公共的建築物整備基準に適合または配慮していることを証する証票を交付するものとする。

7-4 報告

区長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者が公共的建築物または公共施設等の施工または管理の状況について必要な報告を求めることができる。

7-5 立入検査等

区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に敷地内に立ち入り、工事または管理の状況を検査させることができる。

7-6 勧告

区長は、事業者に対して適切な措置を講じるよう勧告することができる。

7-7 公表

区長は、7-6の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨および勧告の内容を公表することができる。

7-8 報告書

区長は、この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

7-9 委任

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。